

In April 2022, Osaka City University and Osaka Prefecture University merge to Osaka Metropolitan University

Title	中華人民共和國民法典各分編(草案)：第三編人格權：(2018年8月27日第13期全國人民代表大會常務委員會第5回會議審議稿)
Author	王, 晨[訳]
Citation	大阪市立大学法学雑誌. 65 卷 1-2 号, p.241-232.
Issue Date	2019-07
ISSN	0441-0351
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学法学会
Description	
DOI	

Placed on: Osaka City University

Osaka Metropolitan University

〈翻 訳〉

中華人民共和國民法典各分編（草案）

第三編 人格権

（2018年8月27日第13期全国人民代表大会常務委員会第5回会議審議稿）

王 晨（訳）

【解説】 中華人民共和國民法典各分編（草案）が2018年8月27日、第13期全国人民代表大会常務委員会第5回会議に提出された。本草案は、同会議での第1回審議を経て2018年9月5日からその全文を全国人大 Web サイト（中国人大網）に公布し、意見公募が行われた。

本草案は、全6編、計1034条で物権編、契約編、人格権編、婚姻家庭編、相続編及び権利侵害責任編という構成をとっている。人格権編は、2002年の「民法典草案」に引き続き、独立の編として、物権編などと共に民法典草案に組み込まれることになった。90年代（1998年～）から続いた中華人民共和國民法典編纂において、民法典の編成について、ずっと白熱した論争が繰り返された。その中に人格権の位置付けについて、中国の民法学界を分断するほどの論争が続いている。すなわち、人格権を民法総則の自然人のところに規定するか、あるいは、現代社会・インターネットの時代における人格権保護の重要性を強調して人格権編を独立に設けるかの論争である。

今回の民法典編纂作業における最大の学術論争がこのように立法という形で一応、決着がつくことになった。人格権編をめぐる学術の論争がなお、続いているが、人格権を独立の編にする立法機関の決定を覆すことはできないと思う。これからより重要なことは、人格権編の内容の整備である。果たして、21世紀型の中国民法典及び法実務は、人を軽視する民法典（「重物軽人」）ではなく、財産権を重視するとともに人格権の保護も強化する社会（人を中心に）になれるかどうかは、これからの課題である。人格権法の編纂により、国家との関係で人権保護の重視・強化に繋がれるかどうかは、引き続き注目すべきところである。

中華人民共和國民法典各分編（草案）は、その後、草案各編をいくつかの単位に分けて審議されることになる。2018年12月に契約編、権利侵害責任編の二回目の審議が予定

中華人民共和國民法典各分編（草案） 第三編 人格権（王）

されている。各分編（草案）が2020年3月の第13期全国人民代表大会第3回会議までに先に制定された民法総則（2017年）と統合して中華人民共和國民法典草案として、まとめる予定である。2020年3月の第13期全国人民代表大会第3回会議において、中華人民共和國民法典草案として、審議される予定である。19世紀ドイツ民法典に比肩されるような21世紀型の中国民法典を仕上げることができるかどうか、これからも注目していきたいと思う。

参考文献

王晨・呉海燕訳「中華人民共和國民法（草案）第四編 人格権法」法学雑誌第51巻1号（2004年）。

拙稿「現代中国における人格権法の復興」JCA ジャーナル第58巻9号（2011年）。

拙稿「中国民法典の編成をめぐる論争」JCA ジャーナル第59巻7号（2012年）。

王晨訳「中華人民共和國民法総則」法学雑誌第63巻3号（2017年）。

拙稿「民事財産法」高見澤磨・鈴木賢編『要説中国法』（東京大学出版会，2017年）。

目 次

- 第1章 一般規定
- 第2章 生命権，身体権及び健康権
- 第3章 氏名権及び名称権
- 第4章 肖像権
- 第5章 名誉権及び榮譽権
- 第6章 プライバシー権及び個人情報

第1章 一般規定

第773条（本編の適用範囲）

本編は、人格権により生じた民事関係を規律する。

第774条（一般的人格権及びその保護）

民事主体の人格権は、法律の保護を受ける。

自然人は、本編に規定される人格権のほかには人身の自由、人格の尊厳により生じるその他の人格的權益を享有する。

第775条（人格権の制限）

人格権については、それを放棄し、譲渡し、相続してはならない。ただし、法律に別の規定があるときは、この限りでない。

人格権に対しては、違法に制限を加えてはならない。

第776条（氏名などの使用許可）

民事主体は、他人に氏名、名称及び肖像などの使用を許諾することができる。ただし、法律の規定又はその性質により、許諾をされてはならないときは、この限りでない。

第777条（死者の人格的利益に対する保護）

死者の氏名、肖像、名誉及び榮譽などが侵害を受けたとき、その配偶者、子、父母は、法により行為者に民事責任の負担を請求することができる。死者に配偶者、子、父母がなかったとき、その他の近親者は、法により行為者に民事責任の負担を請求することができる。

第778条（人格権を侵害した場合の効果）

権利侵害者が民事主体の人格権を侵害したとき、本法及びその他の法律の規定により、侵害の停止、妨害の排除、危険の除去、損害の賠償、影響の除去、名誉の回復及び謝罪などの民事責任を負担しなければならない。

民事主体が前項の規定により提出した侵害の停止、妨害の排除、危険の除去、損害の賠償、影響の除去、名誉の回復及び謝罪の請求権は、訴訟時効の制限を受けない。

第779条（人格権侵害の民事責任における利益考量）

行為者による人格権侵害の民事責任の負担を認定するにあたって、下記の要素を考量しなければならない。

- (1) 人格権の種類
- (2) 行為者と被害者の職業、社会的身分、影響の範囲など
- (3) 行為の目的、方式、場所、時期及び結果などの具体的状況

行為者が公序良俗を保護するために新聞報道、輿論監督などの行為を行うとき、民事主体の氏名、名称、肖像、プライバシー及び個人情報などを必要な範囲内で合理的に使用することができる。

第780条（差止請求権）

民事主体が、他人がその人格権を侵害する行為を行い又は行う恐れがあることを証明する証拠があり、速やかに制止しないと、その適法な權益に補い難い損害を受ける恐れがあるとき、民事主体は、提訴する前に法により人民法院に関連行為の差止命令を行うことを申請することができる。

第781条（民事責任の均衡及び代替執行）

権利侵害者が法により影響の除去若しくは名誉の回復又は謝罪などの民事責任を負担するにあたって、権利侵害の具体的方式及び影響を及ぼす範囲に相当しなければな

らない。権利侵害者がその履行を拒否したとき、人民法院は、新聞・雑誌又はネットワークなどのメディアにおいて、公告を發布し、又は効力を生じた裁判文書を公布するなどの方式で執行を行うことができる。権利侵害者が生じた費用を負担する。

第782条（違約行為と慰謝料）

当事者側の違約行為により相手方的人格権に損害を与え、重大な精神的損害をもたらし、被害者側が違約責任の負担を選択し、請求したとき、被害者側による精神的損害賠償の請求に影響を及ぼさない。

第2章 生命権、身体権及び健康権

第783条（生命権）

自然人は、生命権を享有し、自己の生命安全を維持・保護する権利を有する。如何なる組織又は個人も他人の生命権を侵害してはならない。

第784条（身体権）

自然人は、身体権を享有し、自己の身体の完全性を維持・保護する権利を有する。如何なる組織又は個人も他人の身体権を侵害してはならない。

第785条（健康権）

自然人は、健康権を享有し、自己の心身の健康を維持・保護する権利を有する。如何なる組織又は個人も他人の健康権を侵害してはならない。

第786条（法定救助者の救助義務）

自然人の生命権、身体権及び健康権が侵害を受け、又はその他の危険な状態に陥ったとき、法定救助義務を負う機構及びその職員は、法により速やかに救助しなければならない。

第787条（臓器提供）

完全民事行為能力者は、法によりその人体の細胞、臓器、組織及び遺体を無償に提供することを自己決定する権利を有する。如何なる組織又は個人も自然人による臓器提供に対して、詐欺をしてはならず、強迫してはならない。

提供を同意する自然人の意思表示は、書面形式又は有効な遺言形式を採用しなければならず、かつ、いつでもそれを取り消し又は撤回することができる。

第788条（臓器売買の禁止）

如何なる形式であれ、人体の細胞、臓器、及び遺体の売買を禁止する。

前項の規定に違反する売買行為を無効とする。

第789条（人を対象とする実験）

科学研究機構などが新薬の開発又は新しい治療法を推進するにあたって、人体において、実験を行う必要があるとき、法により主管部門の許可を経た後に実験を受ける本人又はその監護人に実験の目的、用途及び生じうる損害などの詳細情報告知し、かつ、その書面の同意を得なければならない。本人又はその監護人は、当該同意を随時取消することができる。

被験者に如何なる形式であれ、報酬を支払うことを禁止する。ただし、その必要な補償を与えることができる。

第790条（セクシャル・ハラスメントに対する規制）

他人の意思に違反し、言語若しくは行動又は従属関係を利用するなどの方式で他人に対し、セクハラを行ったとき、被害者は、法により行為者に民事責任を負うことを請求することができる。

雇用組織は、仕事場において、セクハラ行為を予防・制止するために合理的予防、苦情申立及びその処置などの措置を取らなければならない。

第791条（人身自由の保護）

自然人の人身自由は、侵してはならない。如何なる組織又は個人が不法拘禁などの方式で他人の行動自由を剥奪し、制限し、又は違法に他人の身体を捜査したとき、被害者は、法により行為者に民事責任を負うことを請求することができる。

第3章 氏名権及び名称権

第792条（氏名権）

自然人は、氏名権を享有し、法により氏名の決定、使用、変更、又は他人に自己氏名の使用を許諾する権利を有する。

法人、非法人組織は、名称権を享有し、法により名称の使用、変更、譲渡又は他人に自己の名称の使用を許諾する権利を有する。

第793条（氏名権・名称権侵害の禁止）

如何なる組織又は個人も干渉、盗用及び模倣などの方式で他人の氏名権又は名称権を侵害してはならない。

第794条（氏の決定）

自然人の氏は、原則において父の氏又は母の氏に従うべきである。下記の状況のいずれかに該当した場合、父の氏及び母の氏のほかにその他の氏を選ぶことができる。

- (1) その他の直系尊属の血族の氏を選んだとき
- (2) 法定扶養者以外の者の扶養により、扶養者の氏を選んだとき

(3) 公序良俗を違反しないその他の正当な理由があるとき

少数民族の自然人の氏は、本民族の文化伝統及び風俗習慣に従うことができる。

第795条（離婚と未成年者の氏）

未成年者の父母が離婚したとき、未成年者と共同生活を行う一方は、その未成年者の氏を自分の氏に変更することができる。ただし、相手方に正当な理由があり、改名することに反対の意思表示をしている場合は、この限りでない。

父又は母が未成年者の氏を変更するとき、未成年者の年齢及び知力の状況に従い、その真実の意思を尊重しなければならない。

第796条（氏名、名称の決定・変更などの手続）

民事主体が自己の氏名、名称を決定・変更し、又は自己の名称を譲渡するとき、法により関連機関に登録手続をしなければならない。ただし、法律に別の定めがある場合は、この限りでない。

第797条（筆名などの保護）

一定の社会的知名度を有し、関連公衆に知らされた筆名、芸名、ドメイン名、略称及び商号などが他人に使用され、公衆に混同させるに足りる場合には、氏名及び名称と同等な保護を受ける。

第4章 肖像権

第798条（肖像権）

自然人は、肖像権を享有し、法により自己の肖像を制作、使用、公開し、又は他人に使用の許諾をする権利を有する。

本法にいわゆる肖像とは、映像、彫刻及び絵画などの方式を通じて一定の媒体において反映された特定の自然人の識別されうる外部形象である。

第799条（肖像権の保護）

如何なる組織又は個人も歪曲、侮辱などの方法で他人の肖像権を侵害してはならない。他人は、肖像権者の同意を経ずにその自然人の肖像を制作、使用、公開をしてはならない。ただし、法律に別の規定がある場合は、この限りでない。

肖像作品の権利者は、肖像権者の同意を経ずに肖像作品を発表、複製、発行、賃貸、展覧するなど肖像に係る使用又は公開する行為をしてはならない。

第800条（肖像の自由利用）

下記の行為を実施する場合、肖像権者の同意を経なくてもよい。

(1) 個人の学習、芸術鑑賞、教室での授業又は科学研究のために他人の公開された

肖像を利用する場合

- (2) 時事・新聞を報道するために新聞、雑誌、テレビ局及びネットなどのメディアで、他人の肖像を不可避免的に使用し、公開する場合
- (3) 国家機関が公務を遂行し、又は公共の安全を保障するなどの目的のために必要な範囲内で他人の肖像を使用し、公開する場合
- (4) 特定の公共環境を撮影するために、他人の肖像を不可避免的に使用し、公開する場合
- (5) 公序良俗を維持・保護する行為を実施する場合

第801条（肖像使用許諾契約の解釈）

肖像使用許諾契約において、肖像使用の範囲、方式などの約定が不明確な場合、肖像権者に有利な解釈をしなければならない。

第802条（肖像使用許諾契約の解除）

当事者に肖像使用許諾の期限について、約定がなく、又は約定が不明確な場合、当事者双方とも肖像使用許諾契約を随時に解除することができる。ただし、合理的期限の前に相手方に通知しなければならない。

当事者に肖像使用許諾の期限について、明確な約定があり、肖像権者に正当な理由がある場合、肖像使用許諾契約を解除することができる。ただし、合理的期限の前に相手方に通知しなければならない。契約の解除により相手方に損害を与えた場合、肖像権者に帰すべきではない事由がある場合を除き、損害賠償をしなければならない。

第803条（その他の人格権の使用許諾）

その他の人格権の使用許諾について、本章の関連規定を参照し、適用する。

第 5 章 名誉権及び栄誉権

第804条（名誉権）

民事主体は、名誉権を享有する。如何なる組織又は個人も侮辱又は誹謗などの方法で他人の名誉権を侵害してはならない。

本法にいわゆる名誉権とは、他人が民事主体の品性、声望、才能、評判及び信用などに対する社会的評価という。

第805条（新聞報道と名誉権の保護）

行為者が公序良俗を維持・保護するために新聞報道、輿論監督などの行為を実施し、他人の名誉に影響を与えた場合には、行為者は、民事責任を負わない。ただし、行為者が事実を捏造若しくは事実を歪曲し、又は他人の提供した事実に対し、合理的審査

義務を尽くせず、又は他人の名誉を過度に貶める内容を含む場合には、この限りでない。

第806条（合理的審査の認定）

行為者が転載される又は他人の提供した事実に対し、合理的審査義務を尽くしているかどうかは、下記の要素に基づき、確定することができる。

- (1) 情報源の確実度
- (2) 明らかに論争を引き起こされる内容に対し、必要な調査を行ったかどうか
- (3) 事実の適時性と公序良俗の関連性
- (4) 被害者に対する名誉毀損の程度
- (5) 審査能力と審査コスト

行為者は、自分が合理的な審査義務を尽くしたことについて、立証責任を負う。ただし、法律に別の規定がある場合は、この限りでない。

第807条（人格権侵害と作品）

民事主体の発表した作品における物語が特定者の状況と似ているが、その特定者を描写する対象としていない場合、民事主体は、民事責任を負わない。

民事主体の発表した作品が実物・実話を描写し、又は特定者を描く対象とし、侮辱的内容を含み、他人の名誉権を侵害した場合、権利被侵害者は、法により権利侵害者に民事責任を負うことを請求することができる。

第808条（信用評価の訂正など）

民事主体は、法により自己の信用評価を問い合わせることができる。信用評価の誤り、又は信用評価が自分の適法な權益を侵害したことを発見した場合、民事主体は、異議を提出する権利を有し、かつ訂正、削除などの必要な措置を講じることを請求することができる。信用評価者は、速やかに調査・確認をしなければならない。調査・確認を経て事実であることが判明された場合、信用評価者は、速やかに必要な措置を講じなければならない。

第809条（興信機構と個人情報）

民事主体と法によりその信用情報を収集し、又は保存する興信機構などの信用情報収集者、所持者との関係につき、本編の関連する個人情報の規定及びその他の法律、行政法規の関連規定を適用する。

第810条（榮譽権）

民事主体は、榮譽権を享有する。如何なる組織又は個人も他人の榮譽称号を違法に剝奪し、又は他人の榮譽を毀損し、貶めてはならない。

獲得された榮譽称号が記載すべきであるにもかかわらず、記載されずに、又は誤っ

て記載されたとき、民事主体は、それを記載し、又は訂正することを求めることができる。

第6章 プライバシー権及び個人情報

第811条（プライバシー権）

自然人は、プライバシー権を享有する。如何なる組織又は個人も探り、侵擾、漏洩及び公開などの方法で他人のプライバシー権を侵してはならない。

本法にいわゆるプライバシーとは、プライベートな秘密を有する私人の空間、私人活動及び個人情報などを言う。

第812条（プライバシー権を侵害する行為）

如何なる組織又は個人も法律に別の規定があり、又は権利者が同意することを除き、下記の行為をしてはならない。

- (1) 他人の住宅などの私人の空間を捜査、侵入、覗くこと
- (2) 他人の私人活動を撮影、録音録画、漏洩、公開、尾行、盗聴すること
- (3) 他人の身体を撮影、覗くこと
- (4) 他人の個人情報を獲得、隠匿、押収、検査、廃棄、削除、漏洩、公開、売買すること
- (5) 他人の生活安寧をショットメール、電話、メッセージツール、宣伝ビラ及び電子メールなどの方法で侵擾すること
- (6) その他の方法で他人のプライバシー権を侵害すること

第813条（個人情報の保護）

自然人の個人情報は、法律の保護を受ける。

本法にいわゆる個人情報とは、電子又はその他の方式で記録され、単独で又はその他の情報と結びついて自然人の個人身分を識別する各種情報を指し、自然人の氏名、生年月日、身分証明書番号、個人生物識別情報、住所及び電話番号などを含む。

第814条（個人情報の収集及び使用）

自然人の個人情報を収集し、使用する場合、適法、正当及び必要の原則を遵守し、かつ以下の条件に合致しなければならない。

- (1) 被収集者の同意を得ること
- (2) 情報を収集し、使用する規則を公開すること
- (3) 情報を収集し、使用する目的、方法及び範囲を明示すること
- (4) 法律、行政法規の規定及び当事者間の約定に違反しないこと

第815条（個人情報訂正権など）

自然人は、情報所持者に対し、法により、その個人情報を閲覧、写しとり又は複製することができる。情報に誤りを発見した場合、異議を提出し、かつ速やかに訂正するなどの必要な措置を採ることを請求することができる。

次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合、自然人は、情報所持者に対し、速やかにその個人情報を削除することを請求することができる。

- (1) 情報を違法に収集し、使用する行為が存在したこと
- (2) 自然人の適法な権益を侵害する情報を所持したこと
- (3) 所持する情報の保存期限が法により満了したこと
- (4) 収集又は使用の特定の目的に基づき、情報所持者に情報を所持する必要性が既になくなったこと
- (5) 情報を継続的に所持するその他の正当な理由がなくなったこと

第816条（行為者の免責事由）

個人情報を収集し、使用し又は公開するなどの行為を実施するにあたって、下記のいずれかの事由がある場合には、行為者は、民事責任を負わない。

- (1) 自然人の同意する範囲内で実施する行為
- (2) 自然人が自ら公開した情報又はその他の適法に公開された情報を使用する行為。
ただし、当該情報の使用がその自然人の重大な利益を侵害し、又は自然人が他人による使用を明確に拒否した場合は、この限りでない。
- (3) 学術研究若しくは教室での授業又は統計の目的のために合理的範囲内で実施される行為
- (4) 公序良俗を維持・保護するために実施される必要な行為
- (5) 法律、行政法規の規定したその他の適切に実施される行為

第817条（個人情報収集者・所持者の義務）

個人情報収集者、所持者は、その収集し、保存した個人情報を漏洩、改ざん、毀損してはならない。被収集者の同意を経ずに他人に個人情報を提供してはならない。ただし、処理を経て特定の個人を識別できず、かつ復元もできない場合は、この限りでない。

個人情報収集者、所持者は、技術措置及びその他の必要な措置を取り、その収集し、保存した個人情報の安全を確保し、情報の漏洩、毀損及び紛失を防止しなければならない。個人情報の漏洩、毀損及び紛失が発生し、又は発生する恐れがある場合、速やかに救済措置を取り、かつ被収集者に通知をしなければならない。